

令和2年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会

日時 令和2年3月5日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北田 宏彦	委員長	秋葉 好美	副委員長
土屋 忠和	委員	小倉 利昭	委員
蛭田 公二郎	委員	黒須 俊隆	委員

出席説明員

参事（総務課 長事務取扱）	堀江 和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	北田 和之
総務課主査 兼行政班長	齊藤 康弘	総務課主査 兼人事班長	子安 浩司

事務局職員出席者

議会事務局長	安川 一省	副主幹	花沢 充
主任書記	鶴岡 甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情審査

- ・陳情第 1 号 経費を節約するために、入札監視の内容を、既存の監査委員の監査基準に、追加してもらうための陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 2 1 号 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 2 2 号 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（秋葉好美副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で審議する内容は、陳情が1件、議案が2件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をお願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をよろしくをお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。傍聴者を入室させてください。

本日の出席議員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第1号 経費を節約するために、入札監視の内容を、既存の監査委員の監査基準に、追加してもらうための陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第1号 経費を節約するために、入札監視の内容を、既存の監査委員の監査基準に、追加してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 この陳情提出者の佐藤和江さんは、前回も陳情しておりまして、ここにも書いてありますけれども、前回の場合には、公共工事の入札契約の適正化、競争性の向上のために入札監視委員会を設置するのがいいのではないかと、ぜひ設置してほしいと、こうい

う陳情だったんですね。

ところが、費用等もかかるし、それであれば、反対の意見の中には、この陳情者も言っているように、今ある既存の機関を活用したほうがいいのではないかと、こういう意見が出ました。これは、この陳情書の下から2行目ですね、議会だより172号にもあるように、入札監視のために、既存の監視委員というのがあるので、それを活用したほうがいいんじゃないかというのが反対意見の中にあって、それを今回、次善策として採用してはどうかと、こういう陳情ですので、これはもう妥当ではないかというふうに思うので、賛成したいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） そのほかの委員の方、ご意見ございますでしょうか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 前回の、昨年第4回的时候、今、蛭田委員がおっしゃったとおり、監視委員会という陳情内容でしたけれども、経費がかかるので、では、監査委員がいるわけだから、監査委員にやっていただいたらというふうに申しわけですが、入札が適正に行われる、当然のことで、透明性を高めなければいけないという、もちろんであります。今回のこの陳情で、本市の監査委員が入札の監査をするということで、多少状況、監査委員会の事情をお伺いしましたが、監査委員は2名しかいないわけですね。事務局が1名。現在の業務量、現状では実情、非常に無理があるのではないかと。

もし、監査委員が入札の監査をしていくということであれば、委員を増やすか、職員を増やして、もう少し委員会の組織を大きくしないと無理じゃないかなというふうに感じました。

ですので、陳情の趣旨は十分分かりますけれども、今日の採択には、まだ、監査委員会の内容を充実させなきゃいけないということがあって、採択には、ちょっと私も消極的だというのが正直なところです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋葉副委員長。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 今、小倉委員が言ったように、現状の体制で実施することが可能であれば、実施に向けて研究をしていただきたいと思いますけれども、やはり一方で、来年度からの下水道事業、公営企業なんかに移行することに伴いまして、月例の出納検査の事務量は増えるというお話も聞いておりますので、やはり監査委員はもちろんですが、事務局職員ももちろん優秀だとは思いますが、現実的には大変難しいのではないかと思います。

執行部といたしましても、やはりこの入札の参加資格委員とか、入札価格の調査制度実施要綱にも適切な業者を選定しているとしておりますけれども、現時点では、引き続きこれらの取組をしっかりと維持していく中でやっていただくしかないのかなと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方、ご意見。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 ああ言えばこう言うという、昔、ああ言えば上祐と言いましたけれども、議会議員であるのか、執行部のかばん持ちだか、何とか持ちだか、太鼓持ちだか、よく分からないような意見を言う方が多くて、非常に憤慨していますけれども、そもそも入札を公正、適正化することによって、例えば、私、一般質問しましたが、活性炭談合が水道業界において行われている。また、今、現に問題になっている、千葉県中で、日本全国で問題になっているデジタル無線談合、本市で談合が認定されたかつての下水道談合についても、下水道浄化センターの管理業務団体にしても、度々あるわけで、これは常に適正化していく、幾ら努力しても足りないわけで、それによって、具体的には、例えば、ごみ清掃、今の焼却場の談合に関しては、これは管理者の東金市長が談合業者、タクマですね、タクマに対して損害賠償請求をして、当時は2市2町の清掃組合に絡んで、損害賠償して、4億円近い賠償金が戻ってきたわけで、本市においても、分担額で1億円程度の賠償金が戻ってきたわけです。

こういうことから、お金がないということは、入札が適正化されれば、当然、そのメリットが多くあるし、仮にメリットがなくなっても、本来、公正な入札というものがないというのはあり得ないことなんだけれども、メリットも十分あるわけで、公正な入札のためにも、当然、こういうものが必要になってくるであろうと。

前回出たわけで、前回出て、入札管理委員会みたいなものを設置したらどうかと。おそらく、入札管理委員会に有識者何名か呼んで、年に一遍とか二遍とか会議するのに日当6,000円とか払ったって、大した額じゃないですよ、本当に。ところが、それを財政難だ、何だかんだと言っておいて、今度は業務が大変だという、ああ言えば上祐じゃないですけども、一体、やる気があるのかなのか、このお金を繰り出したり、職員の業務体制を見直したりするのは、もうこれは市長の責任ですよ、それは。市長の責任の中でどうしてもやれないというんだったら、やれないんだろうと思うけれども、議会の姿勢として、やるのかやらないのかというのをはっきりと示すのが、本来の議会の立場で、議会議員の立場ですよ。

これ、どうしても賛成できないというんだったら、少なくとも、監査事務局を呼んで、きちんとどういう状況なのかを聞いてからじゃないと、とてもこのまま前回と同じような形で

終わりにするという事は許されないというふうに私は思います。

○委員長（北田宏彦委員長） そのほかの委員の方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、次に討論ですが、希望はございますか。

○黒須俊隆委員 それぞれ、一応継続審議という方法もあるんだから、まずは賛成なのか、反対なのか、全員意見を一言言ってほしいんですけれども。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 現行の監査3名で、そのまま私はいいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） ということは、土屋委員のお考えは賛成しかねるという。

○土屋忠和委員 そういうことですね。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 3名の方がこの陳情に反対だということを表明されているわけで、それだと、前回の同じ方がはっきり言って今回も資料として添えてあるけれども、入札管理委員会を設置してくれと、それに対して主な反対理由が、これは委員長がはっきりと読み上げた、これは議会の意見ですよ、はっきり言って。それが、監査委員を活用する方法も考えることから、その反対意見として述べて、この陳情を不採択にしたわけですから、それが今度は、お金はかからないかもしれないけれども、人数が足りないという、陳情者に対しても、市民に対しても説明つかないですよ。

だから、これは継続審議にして、次回、きちんと監査委員ないし監査委員会事務局を呼んで、きちんと審査をもっとするべきだと思いますので、それについて議論してください。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま黒須委員のほうから継続審査の意見がございました。

まず、ただいま陳情第1号につきまして、継続審査を望む意見がありましたので、まず、継続審査をすることについての採決を諮りたいと思います。

お諮りします。

陳情第1号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第1号の継続審査は否決されました。

継続審査が否決されましたので、これから結論を出していきたいと思います。

お諮りします。

陳情第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で陳情第1号の審査を終わります。

◎議案第21号 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎議案第22号 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、これより付託議案の審査を行います。

議案第21号 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
及び議案第22号 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

(総務課 入室)

○委員長(北田宏彦委員長) 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長に許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第21号及び議案第22号の説明をお願いいたします。

○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) それでは、総務課でございます。よろしくお願いいたします。

本日出席員を紹介させていただきます。

まず、北田副課長でございます。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしく申し上げます。

○堀江和彦参事(総務課長事務取扱) 選挙管理委員会の書記長を兼ねております。

続いて、行政班長の齊藤でございます。

○齊藤康弘総務課主査兼行政班長 齊藤です。よろしくお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 人事班長の子安でございます。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 子安です。よろしくお願いします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 最後に、総務課長の堀江でございます。よろしくお願いいたします。

では、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第21号の説明のほうから続けてさせていただきたいと思います。

既にお配りいたしました議案の説明資料に沿って説明をさせていただきたいと思いますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、議案第21号 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、普通旅費の種類である旅行雑費の支給を廃止するため、関係します3つの条例、市長等の給与及び旅費に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例並びに職員の旅費に関する条例の3条例について一括して改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、現在、本市では職員ないし非常勤職員が出張、旅行する際に、目的地の同一区域内での移動、電車ですとかバスですとか地下鉄を利用する際、また、通信などのための費用として、1日につき旅行雑費として600円を支給しております。

支給要件といたしましては、路程100キロメートル以上または宿泊を要する際に支給するものでございまして、この旅行雑費につきましては、支給根拠というのがあまり明確ではないという内部の議論もありまして、県内の状況を調べさせていただきました。

この旅行雑費の取扱いにつきましては、県内自治体、ばらつきがございまして、54自治体、本市を除くと53自治体なんですけど、既に廃止している自治体というのが38市町村ございます。ちなみに近隣ですと、茂原市、また、郡内ですと東金市、九十九里町、横芝光、芝山町が既に廃止されていると、そういった状況を鑑みまして、今回、廃止しようとするものでございます。

なお、廃止に当たりましては、先ほど申し上げました路線バスですとか、地下鉄については、もし使用したのであれば、それはいわゆる路程ということで、旅費として実費支給するという運用に変えたいという内容でございます。

以上が議案第21号の議案の内容でございます。

続いて、議案第22号の説明に入らせていただきます。大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案につきましても、関係する3つの条例を一括して改正する内容でございます。改正の概要につきましては、平成29年の改正で、今度、4月からの施行になるんですが、その自治法の一部改正部分につきまして、新たに地方自治法に243条の2といった条文が、今度は243条の2の2という条文面に改正によって変わりますことから、本市の条例で、この条文を引用している3つの条例、大網白里市ガス事業の設置等に関する条例、大網白里市監査委員に関する条例、大網白里市病院事業の設置等に関する条例、この3条例について、条項それぞれの訂正をしようとする内容でございます。

以上が議案第22号の内容でございます。

説明を終わります。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第21号及び議案第22号の内容について、ご質問等があればお願いします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 21号なんですけれども、具体的な簡単な例をちょっと出してもらえますか。

この100キロメートル以上のときに、今までどうだったのか、今度どうなるのか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長 今までですと、例えばですが、柏市ですとか、片道50キロで往復100キロぐらいある場合ですと、例えば、柏まで電車は出るんですけれども、基本的には、その中のいろいろな、バスですとか、そういったものはこの雑費の中で賄っていただくというような内容だったんですけれども、今後はこの雑費というもの、また、あとは向こうで連絡手段とかという意味での携帯電話の連絡の金額ですとか、そういったものを総括して、この雑費の中で支給という形になっていたんですが、今回の改正によりまして、あくまでも実費弁償を基本としまして、現地まで行くまでの距離は全て、電車代、バス代は払うけれども、こういった雑費として、大まかな、大体これだよという支出はしないような形で考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 実際に、例えば職員が支給する手続とかどうなるんですか。例えば、今、バスなんてみんなSuicaでやっちゃうわけで、これは実費をそのまま報告書だか、会計請求書だかみたいなもので書いて、簡単に請求できるようになるんですか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長　そうですね、基本的には旅費の請求書というのがございますので、基本的には自己申告になりますけれども、出張命令簿とあと旅費の請求書ですね。ただ、最短の、一番経費のかからない金額でということもありますので、そこは旅費を請求する際には、あとは会計課等で計算した中で、一番割安と申しますか、最短の距離での支出はしております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長）　黒須委員、よろしいですか。

○黒須俊隆委員　あまり質問ないだろうから、少しは質問しておいたほうがいいかなと。

じゃ、ついでに、今まで600円で足りないというようなことって実際はあったんですか。職員の中で文句が出ていたとか、そういうことはあるんですか。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱）　実は、旅費というのは、本来概算払いという制度がございまして、本来、実費弁償ですから、実際にかかった路程に関する、例えば、地下鉄、それから、バスであるとか、本来であれば、領収書をもって精算するということが必要なんです。ところが実は曖昧でございまして、それが改正を検討するに至った経緯なんです。今のご質問について、実際、そういうのがあったのかというのは、近年はないです。

○委員長（北田宏彦委員長）　ほかに質問があればお願いします。

小倉委員。

○小倉利昭委員　これはあくまでも100キロを超える場合ですか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長　そうですね。片道50キロ、往復100キロです。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱）　もしくは宿泊を要する場合、例えば、我々職員の場合ですと、宿泊で5日間の泊まり研修というのを、決算委員会とか予算委員会で説明させていただきましたが、市町村アカデミーというところで、宿泊研修、いわゆる缶詰め研修がありまして、そういった場合は、100キロ離れていなくても、宿泊の場合は支給となっております。

○委員長（北田宏彦委員長）　小倉委員。

○小倉利昭委員　じゃ、もし100キロ未満の出張の場合は実費負担というか、これは適用しないんですか。

○子安浩司総務課主査兼人事班長　今回の雑費につきましては、50キロ、路程100キロメートル以上と宿泊に関するものにつきましては、雑費については、それ以下でしたら適用されませんが、もちろん、旅費については実費弁償が基本ですので、その旅費については、もちろ

ん、この距離にかかわらず、支給はさせていただいております。

以上です。

○小倉利昭委員 分かりました。

○委員長（北田宏彦委員長） ほかの委員の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、大変ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第21号 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第22号 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

（午後 1時29分）